

# 第1編 総論

## 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町が策定する国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び国民の保護に関する大泉町計画の位置づけ

#### 1 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び国民の保護に関する群馬県計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、国民の保護に関する大泉町計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、住民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら住民等の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### 2 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### 3 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

## 2 町国民保護計画の対象

町国民保護計画では、町内に居住する人（外国人居住者を含む）、旅行やビジネスなどで町内に滞在している人、町内を通過中の人など、町内の全ての人を対象とし、「住民等」という言葉で表現する。

## 3 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 日頃からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 首都圏等への支援

## 4 町国民保護計画の見直し、変更手続

### 1 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、大泉町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### 2 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、大泉町議会（以下「町議会」という。）に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 住民等の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 住民等に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 住民等の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、大泉町消防団（以下「町消防団」という。）及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、外国人居住者や旅行者に対しても、国民保護措置の実施について配慮する。

7 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

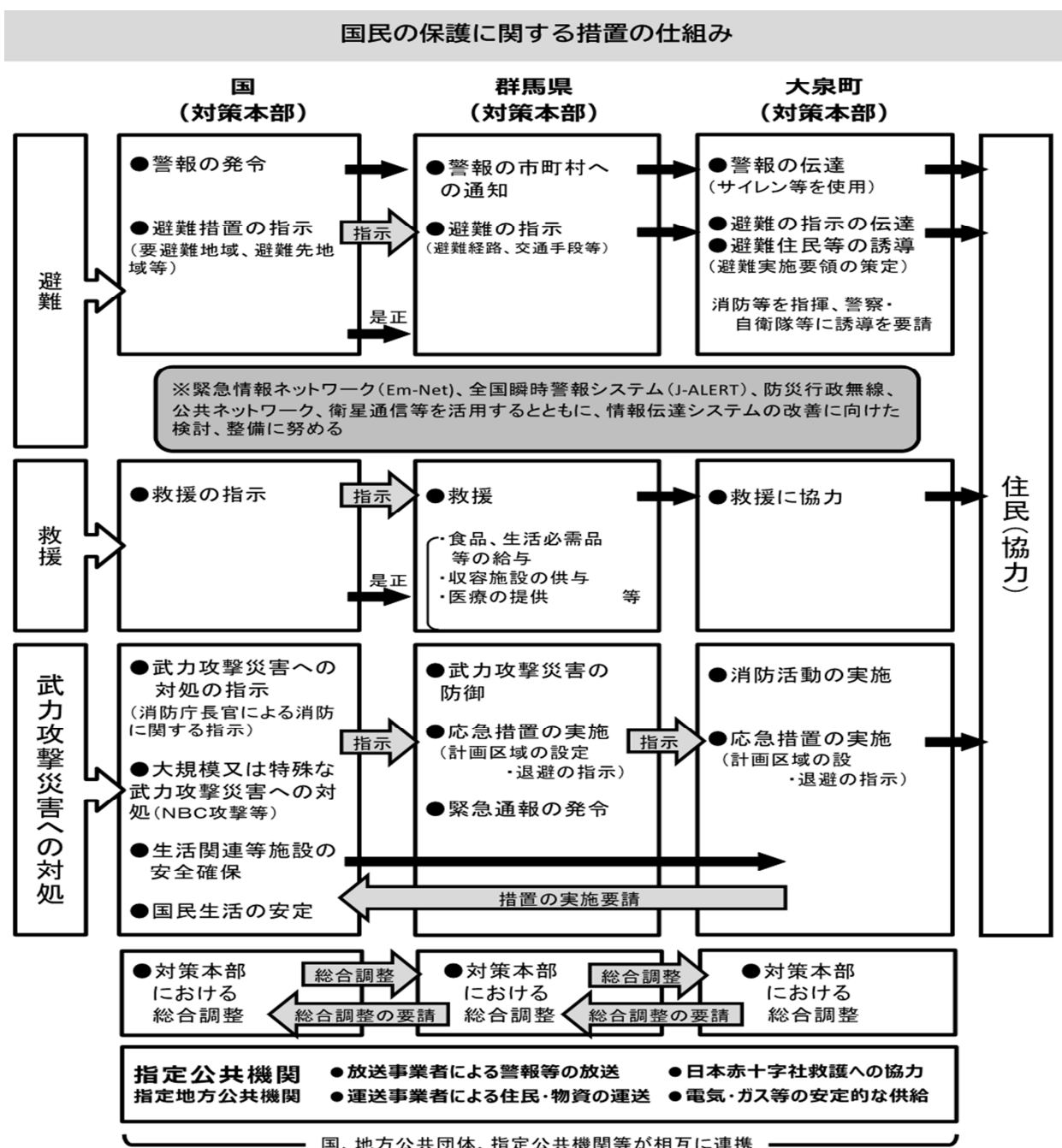
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### 1 国民保護措置の仕組み

国、県、町などにおける、それぞれの国民保護措置等の仕組みを図で表すと、次のようになる。



## 2 町の事務又は業務の概要

国民保護措置について、町は、おおよそ次に掲げる事務又は業務を行う。

機関の名称	事務又は業務の概要
大泉町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町国民保護計画の作成</li> <li>2 町国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 大泉町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民等の誘導、関係機関との調整その他の住民等の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃・テロ災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の住民等の生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃・テロ災害による被害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## 3 関係機関の連絡先

日頃から関係機関の連絡先を把握するとともに、連絡体制を整備する。

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 地形

本町は、関東平野の北西部で、群馬県の東南部に位置し、北と西は太田市、東は邑楽町、東南部は千代田町、南は利根川をはさみ埼玉県熊谷市に対向している。

地形の特徴としては、大部分は洪積台地が占めているが東部や西部の水田地帯は沖積地が発達している。この洪積台地の標高はおよそ28m～35mで、最高点は41m程でおおむね28mの等高線で台地と沖積地に分かれる。沖積地の標高は24m～28m程度である。台地と沖積地の境は、高いところで3m～5mの崖となっており、台地と沖積地との高低差が大きくなっているが、町全体としては平坦地である。

### 2 気候

本町の年平均気温は15度前後であり、県下では温暖な地域である。

しかし、冬は群馬県特有の季節風が吹き、零下まで下降し、夏は30度以上に上昇し蒸し暑くなるが、降水量は県下としては少ない地域であり、降雪はまれで、四季を通じて晴天の日が多い。

### 3 人口分布

本町の面積は18.03km<sup>2</sup>で、この内、利根川河川敷が1.97km<sup>2</sup>で、また大きな工業団地が3箇所あり、さらに市街化調整区域を除くと、居住面積は少なくなり、人口の集中している地区は特になく、町内全域が居住地となっている。

### 4 道路の位置等

道路は、国道354号と県道綿貫篠塚線が東西に走っているほか、東部には、南北に延びる主要地方道足利千代田線が北に太田市と南に千代田町が繋がっている。南部には、東西に延びる県道古戸館林線が東に千代田町と西に太田市と繋がり、さらに、太田市を南北にのびる国道407号線に繋がり、利根川に架かる刀水橋を境に、埼玉県熊谷市に繋がっている。また、町の中心にある大泉工業団地周辺は道路も整備されており、北に太田市と繋がっている。

### 5 鉄道の位置等

鉄道は、私鉄の東武鉄道が、本町西小泉駅から本県館林市方面にのびており、さら

に、館林駅から東京方面にのびている。また、本町東小泉駅から太田市方面にのびており、さらに、太田市から西に本県伊勢崎市、東に東京都方面にのびている。



## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態（※1）を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

#### 1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

##### (1) 特徴

首都東京に近接する群馬県では、首都圏の警備を攪乱させるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃が考えられる。

警察、自衛隊などによる監視活動などにより、その兆候の早期発見に努めることとなるが、ゲリラや特殊部隊もあらゆる手段を使用してその行動を秘匿することが考えられる。

このため、事前にその活動を予測あるいは察知することができず、突発的に被害が発生することが考えられる。

具体的には、行政庁舎、駅、大規模なイベント施設、大型商業施設の爆破やBCR兵器（※2）による攻撃、オイルタンクなどの爆破、核燃料を輸送中の車両の奪取、放射性同位元素等使用施設や学校、病院などの占拠、浄水場への毒物混入などが考えられる。

少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器や運搬できる爆薬の量も限定され、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設や設備の種類によっては、火災の延焼、有害物質の流出など二次被害の発生が想定されるとともに、気付かれずにBCR兵器が使用された場合や毒物が混入された場合、さらに占拠された建物が破壊された場合などによっては、被害が拡大することも想定される。

※1 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）をいう。

※2 BCR兵器 大量破壊兵器のことを指し、それぞれの英語の頭文字をとって、Bは生物兵器、Cは化学兵器、Rは放射能兵器のことをいう。

## (2) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民等に及ぶおそれがある地域においては、町、消防機関、県、県警察、自衛隊が連携し、武力攻撃・テロ災害の状況に応じて、攻撃当初は住民等を屋内に一時避難させるとともに、その後、関係機関が安全を確認しつつ避難地に移動させるなど適切な対応を行うことが必要となる。

火災の延焼や有害物質の流出など、災害が拡大するおそれがある場合には、事態の状況により、退避の指示あるいは警戒区域の設定など、状況に応じた措置を行うことが必要となる。

## 2 弾道ミサイル攻撃

### (1) 特徴

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭、NBC弾頭（※3））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の程度及び対応が大きく異なる。

町内の施設や特定の地域が直接標的となり、町内に着弾する可能性もある。

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は限定され、家屋や施設などの破壊、火災の発生などが考えられる。

核弾頭の場合には、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（※4）による残留放射線によって、物質の燃焼、家屋や施設などの破壊や火災、放射性汚染の被害が発生すると考えられる。

仮に核弾頭が町内に着弾しなかった場合でも、気象条件によっては、放射能汚染が町内にまで拡散する可能性もある。

化学兵器弾頭の場合には、地形や気象条件の影響を受けて、風下方向に拡散して人的な被害が発生すると考えられる。

---

※3 NBC弾頭 大量破壊兵器を搭載したミサイル弾頭のことを指し、それぞれの英語の頭文字をとって、Nは核弾頭、Bは生物兵器弾頭、Cは化学兵器弾頭のことをいう。

※4 中性子誘導放射能 物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能。

## (2) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、速やかな情報伝達体制と適切な対応によって、被害を最小限にとどめることが重要である。

着弾前は、できるだけ、近くのコンクリート造りなどの頑丈な施設や建築物の地下などに住民等を退避させることが必要となる。

着弾後は、被害状況を速やかに把握した上で、弾頭の種類に応じた避難の指示を行うことが必要となる。

## 3 着上陸侵攻

### (1) 特徴

海を持たない本町において、直接的に着上陸侵攻が行われる可能性は、低いと考えられる。

しかしながら、日本海側に着上陸侵攻が行われた場合、首都圏を目指す地上侵攻部隊が町内を通過することが考えられ、戦闘が予想される地域の住民等を避難させることが必要となる。

着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高く、爆弾、砲弾などによる家屋、施設や設備の破壊や火災の発生などが考えられ、石油や有害物質などを取り扱う施設が破壊された場合には、二次災害の発生も予想される。

### (2) 留意点

事前の準備が可能であり、侵攻が予想される地域から先行して避難させることとする。しかしながら、広範囲にわたる武力攻撃・テロ災害も想定されることから、避難の区域も広域に及ぶことが想定されるとともに、武力攻撃・テロ災害で荒廃した地域の復旧が重要な課題となる。

## 4 航空攻撃

### (1) 特徴

町内の施設や特定の地域が、地上侵攻部隊の侵攻に先立って航空攻撃が行われることも考えられる。

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、航空攻撃は作戦の目的が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

### (2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の場所を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。

また、侵攻が予測される地域に、生活関連等施設（※5）が存在する場合、その施設の安全確保、武力攻撃・テロ災害の発生や拡大の防止などの措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態

### 1 攻撃対象施設による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

##### ア 事態例

- (ア) 放射性同位元素等使用施設の占拠
- (イ) 核燃料を輸送中の車両の奪取
- (ウ) オイルタンクなどの爆破

##### イ 留意点

- (ア) 施設や車両が爆破された場合には、核関連物質などの拡散により、周囲の住民等や建物にも被害が及ぶ場合がある。
- (イ) 爆発及び火災で周囲の住民等や建物にも被害が及ぶとともに、ライフラインが被災すれば社会経済活動にも支障が生じる。

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃

##### ア 事態例

- (ア) 行政庁舎の爆破
- (イ) 駅など大量輸送機関の爆破
- (ウ) 大規模イベント施設、大型商業施設の爆破
- (エ) 学校、病院、行政機関の占拠

---

※5 生活関連等施設 日常生活の維持や経済活動に不可欠な施設、有害な危険物質を貯蔵しているような施設をいう。

## イ 留意点

- (ア) 爆破に伴い死傷者が発生するとともに、施設が崩壊した場合には、人的被害が拡大するおそれもある。
- (イ) 鉄道網が破壊された場合、社会経済活動にも支障が生じる。
- (ウ) 人質の生命や心身の健康状態に大きな影響又は被害が発生するおそれがある。

## 2 攻撃手段による分類

## (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

## ア 事態例

- (ア) 行政庁舎や駅、大規模イベント施設などに対するBCR兵器による攻撃
- (イ) 浄水場への毒物混入

## イ 留意点

- (ア) 放射能の拡散や生物剤による感染、化学剤の影響で死傷者が発生するとともに、放射能の被ばくや生物剤による感染の発見が遅れた場合、二次的な被害が拡大するおそれがある。
- (イ) 水道水の供給が不可能となり、住民等の生活に支障が生じる。

## (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

## ア 事態例

行政庁舎などに対する航空機を使用した自爆テロ

## イ 留意点

破壊の対象となる施設の規模によっては、死傷者が拡大する。